

1. 市自立支援協議会の持ち方について

当協議会では従来、報告事項が非常に多く、肝心の懸案事項の検討にほとんど時間がとれない状態が続いてきた。協議会で検討すべき課題は山積していることから、従来の報告中心の持ち方を抜本的に見直し、毎回の懸案事項を定めその検討中心に組み直し、報告事項はその懸案事項の検討に際し必要な情報のみ簡素にまとめるよう改めて頂きたい。なお、本日も報告事項はごく短時間ですませ、この間の懸案である触法障害者の地域移行、差別解消の取り組みを中心に議論頂きたい。また、この間、相談支援事業者の拡充、地域見守りネットワーク、支援区分認定の引き下がり等が課題となっており、今後は地域生活支援拠点なども課題となってくるが、それら課題も議論するよう設定頂きたい。

2. 触法障害者の地域移行

この間、触法障害者の地域移行は、法務省と厚労省、大阪府と市町村の間でも議論・整理されておらず、そうしたことを背景にして、市においても定着支援センター、基幹相談センター、相談支援センターや地活センターなどそれぞれの役割分担、連携のあり方が明確に整理されておらず不都合も生じている。現在、相談支援センター・地活センターに対するアンケート調査を実施中であるが、今年度内に何度か「相談支援あり方検討会」を実施し、早急に整理するようにして頂きたい。また、初動期については定着支援センターと基幹センターが連携して、当該ケースの情報収集・整理、支援方針の見極め等を実施する仕組みを明確にして頂きたい。

3. 差別解消の取り組みについて

大阪府は来年4月の法施行に合わせて「体制整備のための条例」を策定しようとしており、差別の定義や合理的配慮の義務規定等は盛り込まれないもようであるなど、他県の条例とは全く別物とされる可能性が高い。市からも他県条例と同様のしっかりとした条例の策定を求めている。

府では今後、広域専門相談員と合議体を設置し、基本的には市町村で差別事案の相談・解決を行うこととしている。相談対応する市町村と府の役割分担や府の広域相談員につないでいく仕組みもあいまいであり、更には相談対応にあたる職員への研修や対応マニュアルづくりも府が実施するかどうかも疑わしい。

市においては、区障害福祉課や相談支援事業者等を相談窓口にすることが考えられているようだが、相談事業者まかせにするのではなく、市・区・基幹センターの役割を明確化しそれぞれ担当者（区では福祉担当職員）を配置し、困難ケースが出てきた場合に協働、支援できる体制を構築するとともに、府や市で対応マニュアルを作成し、行政職員や相談事業者への研修を実施して頂きたい。

事案解決には「適切な合理的配慮」の提示が重要と考えられることから、困難ケース等に関して合理的配慮の好事例を収集し解決策を検討していくために、市で差別解消支援地域協議会を設け、検討・実働できるようにして頂きたい。対応要領については不当な差別の具体例として、「意思に反する福祉サービスの提供」「長期入所・入院状態の強制・放置」を盛り込めないか。

指定相談支援事業者が増えない中、区相談センターや地活センターでは計画相談や困難ケースへの対応がある上更に、虐待防止や触法障害者、地域見守りネット、差別解消など新たな仕事が次々と負わされる状態になっているが、しっかり体制がとれるよう委託料を増額すべきである。